

香害被害にみる他者の受苦を理解する難しさ

佐藤 春 菜

はじめに

本論考では、香害について近年の動向を概観し、加害者にも被害者にもなり得る私たちがどのようにこれからの社会を共生していけるか、可能性を探ることを目的とする。

ここ10年余り、香害被害が深刻化している。香害とは柔軟仕上げ剤（以下、柔軟剤）や洗剤、化粧品、消臭除菌スプレー、防虫剤等家庭で使用される身近な日用品から人工香料が揮発し、空気の汚染により健康被害を生じさせることを指す¹。水俣病やイタイイタイ病等の四大公害病、カネミ油症等、原因となる化学物質を特定することができた従来型の公害に対し、香害は環境中の様々な化学物質に起因して起こり、原因物質の特定や因果関係の証明が困難であることから、二一世紀型の空気公害として位置付けられる²。

1. 広がる被害と取り組みのはじまり

2008年以降の「香りブーム」加速により、被害を訴える声は増している³。2017年夏、日本消費者連盟が香害被害者を対象にした電話相談

「香害110番」を2日間実施したところ、213件（メール・ファックス）の声が寄せられた⁴。

同団体が事務局を務める「香害をなくす連絡会⁵」は2019年末から翌年3月末にかけて「香りの被害についてのアンケート」を実施し、9,000を超える回答を集めた⁶。回答数全体の8割が香り付き製品により体調が悪くなったことがあると回答し、被害の大きさを示した。アンケート（複数回答）によると、体調が悪くなる最大の要因が柔軟剤（86.4%）、2番目に香り付き合成洗剤（73.7%）であった。続いて香水や除菌・消臭剤、制汗剤、他多岐にわたる製品が挙げられた⁷。また、休職や退職、欠席や休学など日常生活に支障をきたす経験をした人は18.6%（分析可能な6,858件中）に上った⁸。

被害の深刻化と対策を求める声を背景に、行政による香り付き製品使用の自粛呼びかけ等、取り組みが始まっている⁹。市民団体や消費者団体からの要請を受け、2021年8月には5省庁（消費者庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省）連名による香害啓発ポスターが

1 いわゆるスメルハラスメントでは体臭、香水、たばこ、柔軟仕上げ剤等の幅広いにおいによって、周囲を不快にさせるいやがらせを指す。本論考で指摘する「香害」では、主に人工香料による被害を指し、体臭は含めない。

2 水野（2021年3月）、p. 115。

3 2008年、アメリカのプロクター・アンド・ギャンブル（P&G）社製による独特の香りをつけた柔軟仕上げ剤（ダウニー）が人気を集めた。これを見た国内の大手3社（P&Gジャパン、花王、ライオン）が追随するように消臭スプレーや衣類の洗剤にも香り成分を配合するようになり、「香りブーム」の加速につながった（岡田、2017: 19）。

2012年頃から、「香料」要因による化学物質過敏症過敏症の発症事例が目立つようになり、増加傾向にある（水城、2018年）。

4 日本消費者連盟（2018）、p. 1。

5 香害をなくす連絡会：日本消費者連盟、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、有害化学物質削減ネットワーク、化学物質過敏症支援センター、香料自粛を求める会、日本消費者連盟関西グループ、反農薬東京グループ、の7団体が参加し、香害による被害の実態調査を行い、メーカーや関連省庁への働きかけに取り組む（日本消費者連盟、2020: 1）。

6 構成団体からのお便りによる配布、手渡し、電子入力フォームの活用により実施し、団体のつとえの知人、SNSでの拡散によって記入された。回答総数は9332件であった（日本消費者連盟、2020: 6-20）。

7 日本消費者連盟（2020）、p. 15。

8 日本消費者連盟（2020）、p. 17。

9 日本消費者連盟（2020）、pp. 40-56。

作成されるに至った¹⁰。

同年11月末には、被害者と支援者のネットワーク作りを目的とする全国組織「カナリア・ネットワーク全国¹¹」が正式に発足した。各地に点在する個々の被害者の声を集約し社会や行政へと問題提起していくことが期待される。

2. 受苦の表出と認知の難しさ

ここまで、「香害」の被害規模は少なくなく、被害をなくすための取り組みが始まっていることを確認した。それでは、被害者の受苦を周囲はどのように認知しているのだろうか。

香害と関連性のある化学物質過敏症患者については、原因物質や症状の多様さから病態事態の認知がされにくい。加えて、微量の化学物質に対しても反応するため外出や集会等の社会的な場への参加が困難なことが多く、存在そのものが見えにくいことから、「二重の不可視性」があると指摘されている¹²。拙文佐藤（2018）では、宮地（2013）による環状島モデルを基に、化学物質過敏症発症者や香害被害者が自らの被害を「語る」難しさを述べた。香害による症状は個人差が大きく、頭痛や吐き気、思考力の低下、咳、疲労感等、不定愁訴とされるような症状であることも多い¹³。他覚されない症状であるために、被害を打ち明けることにより「怠けている」、「ヒステリー」等の偏見が周囲からもたらされ、時には叱責されることさえある。また、香害被害は見も知らぬ他者によってだけでなく、身近な家族や友人、職場の同僚、隣人によって被害がもたらされることも多い。そうした場合には関係性の悪化を恐れ、受

苦しめることは一層憚られるだろう。

そのため、「香害」という言葉の社会的露出度は高まっているものの、被害者の受苦やその全容については、周囲から十分に認知されていないことが考えられる。香害は特別に敏感な一部のの人だけに生じるものではなく、誰もが突然、香り付き製品に辛さを感じるようになる可能性がある。しかし、同一の環境下にあったとしても個々の身体の許容量を超えない限りは、被害として知覚されないこともある。加えて、該当製品を日常的に使用する加害側は嗅覚疲労¹⁴のため、問題となる「香り」そのものを知覚しておらず、加害意識を持たないことがある¹⁵。

3. 被害者の「受苦」はどこまで理解されるか

自らが十分に知覚しない行為によってもたらされる被害者の受苦に対して、必ずしも悪意をもたない加害側はどのように理解し向き合うことができるのだろうか。

まず、被害の存在を認知し目を向けることが足がかりになるだろう。被害があることを認識しなければ、法的規制がなされていない香り付き製品の使用を控える等の自発的な行動変容を期待することは難しい。問題の認知は、問題に対する当事者性の獲得につながるだろう。そのため、香害被害を伝える情報に接する機会を社会として持つことが取っ掛かりになると考えられる。

次に、他者の痛みに対し想像力を働かせることである。自らが使用する製品により苦痛を受ける被害者の存在を、どのように認知し行動す

10 消費者庁（2018）。

11 会の設立年月日は、2021年7月30日であるが、その後クラウドファンディングにより初期活動資金の支援を募り、11月30日に公式サイトがオープンし活動が始まった。（カナリア・ネットワーク全国公式「カナリア・ネットワーク全国」）。

12 寺田（2016）。

13 日本消費者連盟（2020）, p. 16。

14 嗅覚疲労により、同じニオイを連続して嗅ぐと知覚が順応し、そのニオイを感じなくなる。香水やフレングランス製品を使う人には、ある種のブラケット・クリーブ効果が働き、自分で匂いを感じようとするほど使用量がどんどん増えていく現象がある（グレンヴィル, 2018: 66）。

15 但し、今日の加害者も明日には被害者となる可能性があり、その意味では両者ともに被害者として捉えることもできるだろう。

るかということである。これは、相手を自分とは異なる感受性を持つ存在として捉え、理解しようとする営みと言えるだろう。

そして、加害者と被害者が交錯する現代においては、空気は誰のものでもなく、互いの健康に生きる権利を尊重する価値観を社会として共有することが重要になるだろう。個人の嗜好品による空気汚染の例としてしばしば煙草が例に挙げられる。煙草が本人や周囲の健康に与える悪影響は周知のところとなり、2020年4月には改正健康増進法が全面施行され原則屋内禁煙が義務付けられるようになった¹⁶。同様に香害についても、空気は誰もが共有するものであるからこそ、空気汚染に脆弱な香害に苦しむ被害者のためだけではなく、人々のより健康的な暮らしを実現するために、きれいな空気的重要性に対する認識が広範に共有されることが肝要になる。

おわりに

本論考では、香害被害の広がり和社会的認知の高まりを踏まえ、他者が被害者の受苦を理解する難しさを述べた。社会の構成員それぞれが当事者性を持った上で被害者の受苦を理解しようとする持続的な取り組みが問題解決の糸口になると考える。

〈参考文献〉

岡田幹治 (2017) 『香害—そのニオイから身を守るには』金曜日。
加藤やす子 (2018) 『シックスクール問題と対策』緑風出版。
カナリア・ネットワーク全国公式「カナリア・ネットワーク全国」<https://canary-network.org/>

(2021年12月5日参照)。

ケイト・グレンヴィル, 訳: 鶴田由紀 (2018) 『香りブームに異議あり』緑風出版。
厚生労働省「健康増進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第78号) 概要」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html> (2021年12月12日参照)。
佐藤春菜 (2018) 「現代における生活環境病を取り巻く社会認識と課題—化学物質過敏症を事例に (2018年度宇都宮大学国際学部卒業論文)」。
消費者庁 (2018) 「その香りこまっているひとがいるかも？」https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf (2021年12月12日参照)。
日本消費者連盟 (2018) 『香害110番～香りの洪水が体を蝕む』日本消費者連盟。
日本消費者連盟 (2020) 『ストップ! 香害～余計な香りはもういらぬ』日本消費者連盟。
寺田良一 (2016) 「化学物質過敏症患者の『二重の不可視性』と環境的『社会的排除』」『明治大学心理社会学研究』明治大学文学部心理社会学科, 12: 61-77, https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/19027/1/shinrishakaigaku_12_61.pdf (2021年12月12日参照)。
水城まさみ (2018) 「CS外来設置から15年—初心患者5人に1人が香害に—」『香害110番～香りの洪水が体を蝕む』日本消費者連盟: 29-31。
水野玲子 (2021年3月) 「香害—新たな空気公害—」『世界』岩波書店, 943: 115-123。
宮地尚子 (2013) 『環状島=トラウマの地政学』みすず書房。

16 厚生労働省。